

多文化共生の担い手連携促進事業

制度概要

多文化共生の専門知識を備えた多文化共生の担い手（※）については、その人数に地域差があり、担い手の養成・スキルアップや担い手同士の連携・協働、担い手と関係機関の連携・協働が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域における持続的かつ効果的な多文化共生の取組を醸成するため、多文化共生の担い手同士の連携促進の取組や、災害時の外国人支援体制強化の取組など、**広域的な連携・協働に向けた取組を支援**します。

（※）多文化共生マネジャー、自治体、地域国際化協会、市区町村国際交流協会、NPOなど民間組織の職員等

事業内容

<助成対象団体>

- (1) 各地区(全国6ブロック)の地域国際化協会連絡協議会（ブロック協議会）
- (2) 地域国際化協会
- (3) 市区町村国際交流協会（協会が存在しない場合は市区町村）

<対象となる取組>

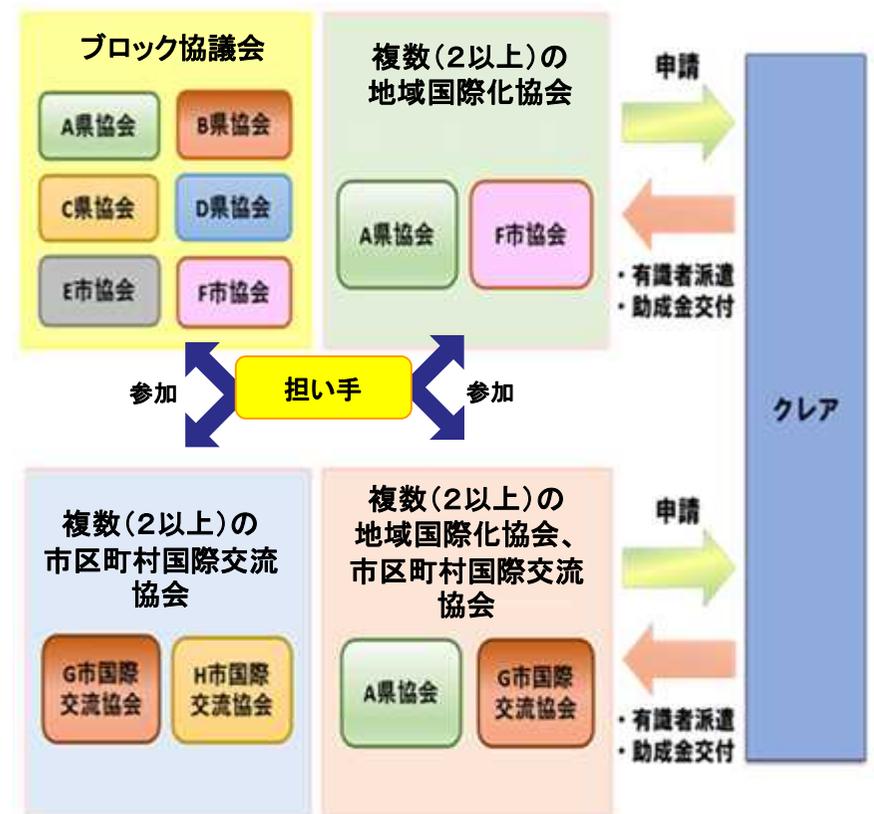
各地区のブロック協議会または、複数（2以上）の助成対象団体が主体となつて行う取組で、原則として都道府県を超える担い手の広域的な連携を目指して行う次の取組を対象とします。

- ①担い手の広域的な連携を促進することを目的として実施する研修会、ワークショップ、意見交換会等
- ②**災害時多言語支援センターの設置・運営訓練**、災害時における外国人支援対応状況の振り返り会等
- ③その他、広域的な担い手の連携または**災害時の外国人支援体制強化**に資すると認められる取組

<支援内容>

- (1) アドバイザー・有識者派遣（派遣に係る費用をクリアが負担）
- (2) 助成金（上限額：10万円）

事業イメージ



期待する効果

(1) 地域レベル・広域レベルで多文化共生の担い手がつながり、その後も連携・協働が図られて多文化共生に向けた取組が推進される

- (2) 担い手のスキルアップ
- (3) 新たに認定したタブマネのモチベーションの向上・つながり確保などタブマネのフォローアップ